

徳島県告示第百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社

東京都中央区日本橋三丁目一三番一―号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 構造判定部

東京都中央区日本橋三丁目二番二号

変更後 構造判定部

東京都中央区日本橋二丁目二番六号

三 変更する日

令和六年三月十八日